

沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱(介護分)

(趣旨)

第1条 沖縄県知事は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）を構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、県の策定した都道府県計画に基づく別表に規定する事業を実施する場合において、当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、区分、補助単価、単位、補助基準額、補助率及び対象経費は、別表1及び別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとする者は、地域医療介護総合確保基金事業補助金交付申請書を別に指示する期日までに沖縄県知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第3条の2 沖縄県知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請書を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、通知するものとする。

2 沖縄県知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助金の変更申請)

第4条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により特別の理由が生じ、事業の内容の変更等をしようとする場合は、補助金変更承認申請書又は事業中止（廃止）承認申請書を沖縄県知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の事前着手)

第5条 補助金の交付決定前に着手した事業は、補助金の対象としない。ただし、沖縄県知事が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書きに該当する場合は、交付決定前着手承認申請書を沖縄県知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、沖縄県知事の要求があったときには、補助事業の遂行状況について、沖縄県知事に報告するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度末のいずれか早い日までに、事業実績報告書を沖縄県知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第8条 補助事業者は、補助金の概算払の申請をしようとするときは、補助金概算払申請書を沖縄県知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 沖縄県知事は、第7条の報告を受けたときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第4条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 沖縄県知事は、前項により交付すべき補助金の額を確定するにあたり、特に必要があるときは、補助事業者に対し、審査に必要な書面の提出を求めることができる。

3 沖縄県知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 沖縄県知事は、補助事業等が要綱の決定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金等の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金等の額が確定した後においても適用があるものとする。

(補助金等の返還)

第11条 沖縄県知事は、補助金等の交付決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 前項の命令を受けた補助事業等は、沖縄県知事が指定する期日までに、遅滞なく補助金等を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、沖縄県知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年11月9日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条に基づく都道府県計画において、事業の期間を平成27年4月1日から開始する既存事業については、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

9 介護キャリア段位制度導入支援事業	県の策定した都道府県計画に基づく基金の助成額の範囲内で、予算で定める額	①評価者（アセッサー）講習 1人あたり 15,000円 以内	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、役務費（手数料）
		②認定推進奨励金 1人あたり 100,000円 以内	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
10 島しょ地域介護人材確保対策事業	県の策定した都道府県計画に基づく基金の助成額の範囲内で、予算で定める額	①専門職受入れ 1人あたり 2/3 以内（ただし、 200,000円を上限とする。）	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 職員手当、旅費、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料
		②職場内研修 1回あたり 2/3 以内（ただし、 150,000円を上限とする。）	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料
		③介護支援専門員の法定研修受講 1人あたり 2/3 以内（ただし、 100,000円を上限とする。）	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費
11 介護職員産休等代替職員配置支援事業	県の策定した都道府県計画に基づく基金の助成額の範囲内で、予算で定める額	代替職員配置 1日あたり 7,600円 以内	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当、賃金
12 介護助手採用モデル事業	県の策定した都道府県計画に基づく基金の助成額の範囲内で、予算で定める額	介護助手配置 1時間あたり 830円 以内	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当、賃金